

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率	5 下限額
へき地診療所	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額の合計額とする。 基準面積 (1)診療部門 ア無床の場合 160㎡ イ有床の場合 (ア)5床以下 240㎡ (イ)6床以上 760㎡ (2)医師又は歯科医師住宅 80㎡ (3)看護師住宅 80㎡	へき地診療所として必要な次の各部門の新築、増築、改築（老朽度が著しいため、診療行為に支障を来しているものに限る。）及び改修（既存のへき地診療所の改修は除く。）に要する工事費又は工事請負費及び買収に要する経費 (1)診療所（診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、暗室、待合室、看護師居室、玄関、廊下等） (2)医師又は歯科医師住宅 (3)看護師住宅	2分の1	1か所につき1,000千円
	ヘリポート1か所当たり 96,836千円	ヘリポート整備に必要な工事費又は工事請負費		—
過疎地域等特定診療所	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額の合計額とする。 基準面積 (1)診療部門 160㎡ (2)医師又は歯科医師住宅 80㎡ (3)看護師住宅 80㎡	過疎地域等特定診療所として必要な次の各部門の新築、増築、改築及び改修（既存の過疎地域等特定診療所の改修は除く）に要する工事費又は工事請負費 (1)診療所（診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、待合室、看護師居室、暗室、玄関、廊下等） (2)医師又は歯科医師住宅 (3)看護師住宅	4分の3	1か所につき3,750千円（ただし、改修の場合については、1,500千円）
休日夜間急患センター	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 (1)人口10万人以上の場合 150㎡ （ただし、特別に必要な場合は300㎡を限度とする） (2)人口5万以上10万未満の場合 100㎡ （ただし、特別に必要な場合は200㎡を限度とする）	休日夜間急患センターとして必要な次の各部門の新築、増改築に要する工事費又は工事請負費 診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、検査室、事務室、待合室、仮眠室、病室、便所、玄関、廊下、暖冷房、附属設備等	10分の6.6	—
病院群輪番制病院	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 150㎡ （ただし、特別に必要な場合は300㎡を限度とする。） また、心臓病専用病室（CCU）を整備する場合は、1床当たり（2床を限度とする）15㎡を加算し、脳卒中専用病室（SCU）を整備する場合は、1床当たり（2床を限度とする）15㎡を加算する。）	病院群輪番制病院として必要な次の各部門の新築、増改築に要する工事費又は工事請負費 診察室、処置室、手術室、薬剤室、エックス線室、検査室、待合室、仮眠室、病室（救急専用病室・心臓病専用病室（CCU）・脳卒中専用病室（SCU））、便所、玄関、廊下、暖冷房、附属設備等	10分の6.6	—

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率	5 下限額
	心臓病専用病室（ＣＣＵ）を整備する場合、次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 15㎡×心臓病専用病床数（ただし、2床を限度とする）	心臓病専用病室（ＣＣＵ）として必要な次の部門の新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費 病棟（心臓病専用病室、廊下、便所、暖冷房、附属設備等）		
	脳卒中専用病室（ＳＣＵ）を整備する場合、次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 15㎡×脳卒中専用病床数（ただし、2床を限度とする）	脳卒中専用病室（ＳＣＵ）として必要な次の部門の新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費 病棟（脳卒中専用病室、廊下、便所、暖冷房、附属設備等）		
救命救急センター	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 2,300㎡ （ただし、30床未満の場合は、1床当たり30㎡を減じるものとし、脳卒中専用病室（ＳＣＵ）を整備する場合は、1床当たり（4床を限度とする。）15㎡を加算し、小児救急専門病床（小児専門集中治療室）を整備する場合は、1床当たり（6床を限度とする。）15㎡を加算し、心臓病専用病室（ＣＣＵ）を整備する場合は、1床当たり（4床を限度とする。）15㎡を加算し、重症外傷専用病室（重症外傷用集中治療室）を整備する場合は、1床当たり（4床を限度とする。）15㎡を加算する。）	救命救急センターとして必要な次の各部門の新築、増改築に要する工事費又は工事請負費 (1)病棟 （病室、集中治療病室（ＩＣＵ）、記録室、処置室、診察室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備等） (2)診療棟 （検査室、エックス線室、操作室、手術室、回復室、準備室、浴室、診察室、廊下、待合室、便所、暖冷房、附属設備等） (3)その他 （事務室、機械室、自家発電室等） (4)脳卒中専用病室（ＳＣＵ） (5)小児救急専門病床（小児専門集中治療室） (6)心臓病専用病室（ＣＣＵ） (7)重症外傷専用病室（重症外傷用集中治療室）	10分の6.6	—
	ヘリポート1医療機関当たり 125,436千円	ヘリポート整備に必要な工事費又は工事請負費		
	脳卒中専用病室（ＳＣＵ）を整備する場合、次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 15㎡×脳卒中専用病床数 （ただし、4床を限度とする）	脳卒中専用病室（ＳＣＵ）として必要な次の部門の新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費 病棟（脳卒中専用病室、廊下、便所、暖冷房、附属設備等）		
	小児救急専門病床（小児専門集中治療室）を整備する場合、次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額の合計額とする。 基準面積 15㎡×小児救急専門病床数（ただし、6床を限度とする）	小児救急専門病床（小児専門集中治療室）として必要な新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費 病棟（小児専門集中治療室、廊下、便所、暖冷房、附属設備等）		

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率	5 下限額
	心臓病専用病室（CCU）を整備する場合、次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額の合計額とする。 基準面積 15㎡×心臓病専門病床数（ただし、4床を限度とする）	心臓病専用病室（CCU）として必要な新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費 病棟（心臓病専用病室、廊下、便所、暖冷房、附属設備等）		
	重症外傷専用病室（重症外傷用集中治療室）を整備する場合、次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額の合計額とする。 基準面積 15㎡×心臓病専門病床数（ただし、4床を限度とする）	重症外傷専用病室（重症外傷用集中治療室）として必要な新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費 病棟（重症外傷用集中治療室、廊下、便所、暖冷房、附属設備等）		
	補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300㎡×108,900円	救命救急センターとして必要な新築、増改築に伴う補強及び既存建物に対する補強に要する工事費又は工事請負費		
小児医療施設	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 800㎡	小児医療施設として必要な次の各部門の新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費 (1) 診療棟 （診察室、検査室、エックス線室手術室等） (2) 小児専用病棟 （病室、未熟児室、新生児室、記録室、患者食堂、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所等）	10分の6.6	—
周産期医療施設	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額とする。 (1) MFICU整備 基準面積 300㎡ (2) 産科区域整備 病棟等の感染対策に係る整備 対象面積 1㎡当たり 基準単価 309,900 円	母体・胎児集中治療管理室として必要な各部門の新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費 周産期専用病棟（母体・胎児集中治療管理室を含む。） （病室、記録室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所等） 産科区域整備に必要な各部門の病棟入り口の扉の設置、病棟のゾーニングを行うための改修等に要する工事費又は工事請負費	10分の6.6	—

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率	5 下限額
医療施設 近代化施設	次により算出された額の合計とする。 1. 精神病棟 (1)及び(2)に掲げる基準面積(=(1)+(2))に別表に定める単価を乗じた額と、(3)により算定された額の合計額とする。 (1)病棟整備 ア 1床ごとの病室面積を6.4㎡以上かつ1床当たりの病棟面積を18㎡以上確保する場合 25㎡×整備後の整備区域の病床数 イ 1床ごとの病室面積を5.8㎡以上かつ1床当たりの病棟面積を16㎡以上確保する場合 22㎡×整備後の整備区域の病床数 (2)「新潟県医療施設近代化施設整備事業実施要綱」の3の(1)の加算条件のうち⑩に該当する場合 ア 整備区域の病床数を20%以上削減する場合 25㎡×整備後の整備区域の病床数 イ 整備区域の病床数を20%未満削減する場合 15㎡×整備後の整備区域の病床数 (3)「新潟県医療施設近代化施設整備事業実施要綱」の3の(1)の加算条件のうち⑪に該当する場合 1床当たり605千円×整備後の整備区域の病床数 ただし、精神病棟の整備事業において、整備区域の整備後の病床数は1病院150床(公的医療機関及び持分のない法人は300床)を限度とする。	医療施設の患者の療養環境、医療従事者の職場環境、衛生環境の改善及び患者サービスの向上等につながる次の部門の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 1. 精神病棟 (1)病棟 (病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、談話室、機能訓練室、浴室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備等) (2)次に掲げる整備のうち知事が認める部門 ア. 患者療養環境改善整備 イ. 医療従事者職場環境改善整備 ウ. 衛生環境改善整備 エ. 業務の高度情報処理化及び快適環境の整備 オ. 乳幼児を抱える母親の通院等のための環境整備 (3)電子カルテシステムの整備	10分の3.3	—

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率	5 下限額
	2. 結核病棟改修等整備事業 (1)及び(2)に掲げる基準面積 (=(1)+(2))に別表に定める単価を乗じた額とする。 (1)病棟整備 ア 1床ごとの病室面積を 6.4㎡以上かつ1床当たりの病棟面積を18㎡以上確保する場合 25㎡×整備後の整備区域の病床数 イ 1床ごとの病室面積を 5.8㎡以上かつ1床当たりの病棟面積を16㎡以上確保する場合 22㎡×整備後の整備区域の病床数 (2)陰圧化等空調整備を併せて行う場合 15㎡×整備後の整備区域の病床数	2. 結核病棟改修等整備事業 (病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、談話室、浴室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備等)		
	3. 診療所 (1)承継に伴う診療所 次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額とする。 ア 無床の場合 160㎡ イ 有床の場合 (ア) 5床以下の場合 240㎡ (イ) 6床以上の場合 760㎡ (2)改修等により療養病床を整備する診療所 1床当たり10,695千円×整備後の療養病床の病床数	3. 診療所 (診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、暗室、待合室、看護師詰め所、玄関、廊下、便所、暖冷房、附属設備、救急患者搬入口、スロープ、療養指導室等) ただし、改修等により療養病床を整備する診療所にあつては、次のとおりとする。 (病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、談話室、機能訓練室、浴室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備等(外来部門を除く。))		
	4. 療養病床療養環境改善事業 (1)及び(2)に掲げる基準面積(=(1)+(2))に別表に定める単価を乗じた額と、(3)により算定された額との合計額とする。 (1)機能別訓練室 1医療機関当たり 40㎡ (2)患者食堂 療養病床1床当たり 1㎡ (3)浴室 浴室1か所当たり 31,267千円 ただし、特に厚生労働大臣が必要と認める場合は、62,543千円とする。	4. 療養病床療養環境改善事業 (機能別訓練室、患者食堂、浴室、附属設備等)		

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率	5 下限額
	5. 介護老人保健施設及び診療所 病院又は有床診療所の病床を廃止（この場合、診療所の併設が必要）又は削減し、当該患者を介護老人保健施設から在宅に至るまでの診療計画に基づき入所させるための介護老人保健施設及び診療所を整備する場合 (1) 介護老人保健施設 整備する介護老人保健施設の入所定員数（削減した病院又は有床診療所の病床数を上限とする。）× 1 床当たり単価 （1 床当たり単価） 新築 11,046千円 改築 13,255千円 改修 5,523千円 (2) 病院又は有床診療所を廃止し、介護老人保健施設に併設する診療所を整備する場合 次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 160㎡	5. 介護老人保健施設及び診療所 (1) 介護老人保健施設 整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（第4の「補助対象外費用」にかかわらず、工事施工のため直接必要な事務に要する費用（旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等）をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。） ただし、別の補助金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。 (2) 診療所 （診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、暗室、待合室、看護師詰め所、玄関、廊下、便所、暖冷房、附属設備、救急患者搬入口、スロープ、療養指導室等）		
特殊病室 施設	1 室当たり 79,531千円	特殊病室（無菌室）整備に必要な工事費又は工事請負費	10分の6.6	—

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率	5 下限額
基幹災害 拠点病院	1. 補強が必要と認められるもの (2を除く工法によるもの) 基準面積 $2,300\text{m}^2 \times 108,900 \text{ 円}$ 2. 上記補強を免震化工法により実施する場合 基準面積 $2,300\text{m}^2 \times 119,830 \text{ 円}$ 3. 耐震構造指標であるIs値が0.4未満の建物を有する病院(4を除く工法によるもの) 基準面積 $2,300\text{m}^2 \times 517,800 \text{ 円}$ 4. 上記補強を免震化工法により実施する場合 基準面積 $2,300\text{m}^2 \times 569,660 \text{ 円}$	基幹災害拠点病院として必要な新築、増改築に伴う補強及び既存建物に対する補強に要する工事費又は工事請負費	10分の6.6 (ただし、耐震化に伴う補強が必要と認められるもの及び受水槽、給水設備については10分の8.3)	
	備蓄倉庫医療機関当たり $214,255 \text{ 千円}$	備蓄倉庫整備に必要な工事費又は工事請負費		
	非常用自家発電設備 1 医療機関当たり $196,311 \text{ 千円}$	非常用自家発電設備整備に必要な工事費又は工事請負費		
	受水槽 1 医療機関当たり $180,908 \text{ 千円}$	受水槽整備に必要な工事費又は工事請負費		
	研修部門 1 医療機関当たり $164,814 \text{ 千円}$	研修部門整備に必要な工事費又は工事請負費		
	ヘリポート 1 医療機関当たり $193,225 \text{ 千円}$	ヘリポート整備に必要な工事費又は工事請負費		
	給水設備 1 医療機関当たり $85,071 \text{ 千円}$	給水設備整備(地下水利用のための設備整備、受水槽増設又は補強等)に必要な工事費又は工事請負費		
	燃料タンク 1 医療機関当たり $39,231 \text{ 千円}$	非常用自家発電装置の燃料タンク増設又は補強等に必要な工事費又は工事請負費		

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率	5 下限額
地域災害 拠点病院	1. 補強が必要と認められるもの (2を除く工法によるもの) 基準面積 $2,300\text{m}^2 \times 108,900 \text{ 円}$ 2. 上記補強を免震化工法により実施する場合 基準面積 $2,300\text{m}^2 \times 119,830 \text{ 円}$ 3. 耐震構造指標であるIs値が0.4未満の建物を有する病院(4を除く工法によるもの) 基準面積 $2,300\text{m}^2 \times 517,800 \text{ 円}$ 4. 上記補強を免震化工法により実施する場合 基準面積 $2,300\text{m}^2 \times 569,660 \text{ 円}$	基幹災害拠点病院として必要な新築、増改築に伴う補強及び既存建物に対する補強に要する工事費又は工事請負費	10分の6.6 (ただし、耐震化に伴う補強が必要と認められるもの及び受水槽、給水設備については10分の8.3)	—
	備蓄倉庫医療機関当たり $60,434 \text{ 千円}$	備蓄倉庫整備に必要な工事費又は工事請負費		
	非常用自家発電設備 1 医療機関当たり $196,311 \text{ 千円}$	非常用自家発電設備整備に必要な工事費又は工事請負費		
	受水槽 1 医療機関当たり $180,908 \text{ 千円}$	受水槽整備に必要な工事費又は工事請負費		
	ヘリポート 1 医療機関当たり $104,292 \text{ 千円}$	ヘリポート整備に必要な工事費又は工事請負費		
	給水設備 1 医療機関当たり $85,071 \text{ 千円}$	給水設備整備(地下水利用のための設備整備、受水槽増設又は補強等)に必要な工事費又は工事請負費		
	燃料タンク 1 医療機関当たり $39,231 \text{ 千円}$	非常用自家発電装置の燃料タンク増設又は補強等に必要な工事費又は工事請負費		
へき地医療拠点病院	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 診療部門 $1,000\text{m}^2$	へき地医療拠点病院として必要な次の各部門の新築、増築及び改築に要する工事費又は工事請負費 (1) 病棟 (病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備等) (2) 診療棟(検査、放射線、手術部門) (検査室、照射室、操作室、手術室、回復室、準備室、浴室、廊下、便所、附属設備等)	10分の10	1 か所につき 5,000千円
	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 医師又は歯科医師住宅 1 戸当たり 80m^2 (ただし2戸を限度とする。)	へき地医療拠点病院として必要な次の部門の新築、増築及び改築に要する工事費又は工事請負費 (3) 医師又は歯科医師住宅		

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率	5 下限額
分娩取扱施設施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 (1)分娩室、病室、入所室等 194㎡ (2)宿泊施設 室数×40㎡ (ただし2室を限度とする。)	分娩取扱施設として必要な次の各部門の新築、増築、改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 (1) 分娩室、病室、入所室等 (2) 宿泊施設	2分の1	1,000千円
解剖・死亡時画像診断等施設整備事業	1 施設当たり (1)死亡時画像診断室整備の場合 90,653千円 (2)解剖室等整備の場合 224,993千円	死因究明のための解剖や死亡時画像診断、毒劇物検査の実施に必要な施設の新築、増築、改築及び改修に要する工事費又は工事請負費	2分の1	—
治験施設施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 (1)治験専門外来 100㎡ (2)治験管理部門 (事務部門、相談部門、その他) 75㎡	治験施設として必要な次の各部門の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 (1)治験専門外来 (外来診察室、処置室、検査室等) (2)治験管理部門 事務部門 (治験事務室、治験審査委員会事務室) 相談部門 (治験依頼者相談室、被験者相談室) その他 (諸記録保管室、治験薬保管・管理室、調剤室等)	10分の3.3	—
災害拠点精神科病院施設整備事業	1. 補強が必要と認められるもの (2を除く工法によるもの) 基準面積 2,300㎡×108,900 円 2. 上記補強を免震化工法により実施する場合 基準面積 2,300㎡×119,830 円 3. 耐震構造指標であるIs値が0.4未満の建物を有する病院(4を除く工法によるもの) 基準面積 2,300㎡×517,800 円 4. 上記補強を免震化工法により実施する場合 基準面積 2,300㎡×569,660 円	災害拠点精神科病院として必要な新築、増改築に伴う補強及び既存建物に対する補強に要する工事費又は工事請負費	10分の6.6 (ただし、補強が必要と認められるもの及び受水槽、給水設備については10分の8.3)	—
	非常用自家発電設備 1 医療機関当たり 196,311 千円	非常用自家発電設備整備又は更新に必要な工事費又は工事請負費		
	受水槽 1 医療機関当たり 181,985 千円	受水槽整備又は更新に必要な工事費又は工事請負費		

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率	5 下限額
	給水設備 1 医療機関当たり 85,071 千円	給水設備整備（地下水利用のための設備整備、受水槽増設又は補強等）に必要な工事費又は工事請負費		
	燃料タンク 1 医療機関当たり 39,231 千円	非常用自家発電装置の燃料タンク増設又は補強等に必要な工事費又は工事請負費		
医療施設 ブロック 塀改修等 施設整備 事業	対象の長さ 1m 当たり 基準単価 104 千円 （ただし 30m を上限とする。）	ブロック塀の改修等に必要な工事費 又は工事請負費	3 分の 1	—
医療施設 等耐震整 備事業	病院の場合 1. 補強が必要と認められるもの （2 を除く工法によるもの） 基準面積 $2,300\text{m}^2 \times 108,900$ 円 2. 上記補強を免震化工法により実施する場合 基準面積 $2,300\text{m}^2 \times 119,830$ 円 3. 耐震構造指標である I_s 値が 0.4 未満の建物を有する第二次救急医療施設等（5 を除く工法によるもの） 基準面積 $2,300\text{m}^2 \times 517,800$ 円 4. 耐震構造指標である I_s 値が 0.3 未満の建物を有する病院 （第二次救急医療施設等は除く）（5 を除く工法によるもの） 基準面積 $2,300\text{m}^2 \times 517,800$ 円 5. 3 及び 4 の補強を免震化工法により実施する場合 基準面積 $2,300\text{m}^2 \times 569,660$ 円	医療施設等耐震整備として必要な新築、増改築に伴う補強及び既存建物に対する補強に要する工事費又は工事請負費	2 分の 1	—
	看護師等養成所の場合 1. 補強が必要と認められるもの 基準面積 $2,300\text{m}^2 \times 83,100$ 円 2. 上記補強を免震化工法により実施する場合 基準面積 $2,300\text{m}^2 \times 91,470$ 円 3. 耐震構造指標である I_s 値が 0.3 未満のもの 基準面積 $2,300\text{m}^2 \times 395,700$ 円	医療施設等耐震整備として必要な新築、増改築に伴う補強及び既存建物に対する補強に要する工事費又は工事請負費		

	2 基準額 平成7年に施行された地震防災対策特別措置法（平成7年法律第1111号第2条に基づいて、都道府県知事が作成した5箇年計画に定められた地震防災上記急に整備すべき医療施設の場合 1. 補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300㎡×108,900円 2. 上記補強を免震化工法により実施する場合 基準面積 2,300㎡×119,830円	3 対象経費 耐震化を必要とする医療機関として必要な新築、増改築に伴う補強及び既存建物に対する補強に要する工事費又は工事請負費		
--	---	---	--	--

別 表

1 平方メートル当たり単価表

(単価：円)

施設の名称	種目等	構造別	単 価
へき地診療所		鉄筋コンクリート	5 5 8 , 0 0 0
		ブロック	4 4 4 , 0 0 0
		木造	3 6 2 , 0 0 0
過疎地域等特定診療所		鉄筋コンクリート	5 5 8 , 0 0 0
		ブロック	4 4 4 , 0 0 0
		木造	3 6 2 , 0 0 0
休日夜間急患センター		鉄筋コンクリート	5 5 8 , 0 0 0
		ブロック	4 4 4 , 0 0 0
		木造	3 6 2 , 0 0 0
病院群輪番制病院		鉄筋コンクリート	5 5 8 , 0 0 0
救命救急センター		鉄筋コンクリート	5 5 8 , 0 0 0
小児医療施設	病 棟	鉄筋コンクリート	5 5 8 , 0 0 0
		ブロック	4 4 4 , 0 0 0
	診療棟	鉄筋コンクリート	5 5 8 , 0 0 0
		ブロック	4 4 4 , 0 0 0
周産期医療施設	病 棟	鉄筋コンクリート	5 5 8 , 0 0 0
		ブロック	4 4 4 , 0 0 0
医療施設近代化施設	病 院	鉄筋コンクリート	5 5 8 , 0 0 0
		ブロック	4 4 4 , 0 0 0
	診療所	鉄筋コンクリート	5 5 8 , 0 0 0
		ブロック	4 4 4 , 0 0 0
		木造	3 6 2 , 0 0 0
へき地医療拠点病院	病 棟	鉄筋コンクリート	5 5 8 , 0 0 0
		ブロック	4 4 4 , 0 0 0
	診療棟	鉄筋コンクリート	5 5 8 , 0 0 0
		ブロック	4 4 4 , 0 0 0
	医師住宅	鉄筋コンクリート	5 5 8 , 0 0 0
		ブロック	4 4 4 , 0 0 0
		木造	3 6 2 , 0 0 0
がん診療施設	病 棟	鉄筋コンクリート	2 2 4 , 0 0 0
		ブロック	1 9 5 , 6 0 0
	診療棟	鉄筋コンクリート	2 5 0 , 0 0 0

		ブロック	2 1 8 , 9 0 0
分娩取扱施設	分娩室、 病室、 入所室等	鉄筋コンクリート	5 5 8 , 0 0 0
		ブロック	4 4 4 , 0 0 0
		木造	3 6 2 , 0 0 0
	宿泊施設	鉄筋コンクリート	5 5 8 , 0 0 0
		ブロック	4 4 4 , 0 0 0
		木造	3 6 2 , 0 0 0
治験施設施設整備事業	治験専門 外来	鉄筋コンクリート	5 5 8 , 0 0 0
		ブロック	4 4 4 , 0 0 0
	治験管理 部門	鉄筋コンクリート	5 5 8 , 0 0 0
		ブロック	4 4 4 , 0 0 0

- (注) 1 上記基準単価は、新築及び増改築事業における補助金算出の限度となる単価であり、建築単価が基準単価を下まわるときは、当該建築単価を基準単価とする。
- 2 既存建物を買収する場合の買収費の単価及び費用については、別途知事に協議して承認を得た額とする。